

4月 検針分から



水道

料金を統一します

【問い合わせ先】

水道局
☎ 83-4111

新水道料金表（1か月につき：税込み）

※ 1円未満の端数金額は切り捨てとします。
※ 2か月分を1期として請求させていただきます。

給水用途	メーター口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ あたり)	
一般用	13mm	1,134 円 (7 m ³ まで)	7 m ³ 超	126 円
	20mm	1,743 円 (7 m ³ まで)		
	25mm	2,310 円 (7 m ³ まで)	7 m ³ 超 ~ 20 m ³	168 円
			20 m ³ 超	215.25 円
	40mm	9,870 円	100 m ³ 以下 100 m ³ 超 ~ 300 m ³ 300 m ³ 超	189 円 204.75 円 220.50 円
	50mm	16,800 円		
	75mm	38,850 円		
	100mm	88,252.5 円		
150mm	234,150 円			
200mm	467,250 円			
洗湯用	-	-	73.5 円	
臨時用	-	-	472.5 円	
船舶用	-	-	399 円	

水道料金につきましては、平成 17 年 3 月の合併後も小野田地区、山陽地区で別々の料金体系となっていました。昨年の 12 月市議会において、両地区を統一する議案が承認・可決されました。これにより、平成 21 年 4 月分として徴収する料金から上記表のとおりとなります。市民のみなさんのご理解、ご協力をお願いいたします。

タイヤロック機器使用による自動車等の差押えについて

債権特別対策室では、市税などの公金の負担の公平を図るため、再三の催告にもかかわらず、納付に誠意が認められない人に対しては、債権（預貯金、生命保険、給与など）や不動産などの差押えを実施しています。平成 19 年度は、預貯金 153 件、生命保険 16 件など合計 185 件の差押えを行い、平成 20 年度には、12 月までの 9 か月間に、預貯金 179 件、生命保険 66 件など合計 270 件を差し押えました。

1 月からは、新たな差押え手段としてタイヤロック機器装着による自動車等（自動車、軽自動車、二輪車など）の差押えを実施します。タイヤロックをした後も納付に誠意が認められない場合は、自動車等を引き上げ、インターネット公売で売却し、滞納されている公金に充てることとなります。（右写真はイメージです。）



■問い合わせ先 債権特別対策室（☎ 82-1136）